## ◇資料◇

ミヒャエル・フェルスター

# 不法に仕えた法律家(1)

元帝国司法省事務次官フランツ・シュレーゲルベルガー (1876-1970年) の生涯と業績\*\*\*

本 田 稔\*(訳)

### はしがき

比較的大きな学問的プロジェクトに取り組むことは、孤独な闘いであり、時には 長期に渡ることがある。少なくとも通常はそうであり、それは事柄の性質に理由が あるからである。私がこのプロジェクトに取り組んだのは、貴重な経験ともいうべ きことであった。それにもかかわらず、私は支援の不足を嘆く必要はなかった。む

- \* ほんだ・みのる 立命館大学法学部教授
- \*\* 以下において邦語訳するのは、ミヒャエル・フェルスター『不法に仕えた法律家――元 帝国司法省事務次官フランツ・シュレーゲルベルガー(1876-1970年)の生涯と業績』 (1995年)である。

フランツ・シュレーゲルベルガーは、自己の人生の1歩をドイツ帝国の司法官僚として歩み始め、第1次世界大戦後の敗戦と動乱、革命と混乱の中でもその歩みを止めることなく、官僚法曹としての才能を発揮した。その後のナチスの独裁政権においても、それ以上に法学的才能を開花させることができた。それゆえ戦後の彼はニュルンベルクの国際軍事法廷から再出発することを余儀なくされた。鉤の十字架を背負った法律家は、平和と民主主義、自由と平等の名の下に厳しい刑罰にさらされた。その姿は惨めであった。しかし、彼の法曹としての人生はそれで終わりはしなかった。闘いは続けられた。不名誉な汚名を返上し、ドイツ法曹としての栄誉を再び取り戻す闘争が続けられた。彼がその闘いに勝利したかどうか。その結末はいかなるものであったか。それから吾々は何を学ぶことができるのか。また、何を学んではならないのか。フェルスターの著作を邦語訳する目的は、歴史と政治に翻弄された法律家の生涯に自己の法理論家としての姿を重ね合わすことにより、自己の真の理論的姿態を浮き彫りにすることにある。法律家は自己の姿を映し出す鏡をいかにすれば獲得できるのか。フェルスターの法理論史の分析と問題提起に基づいてこの問題を考えてみたい。

#### 不法に仕えた法律家(1)(フェルスター)

しろ逆であった。私を取り巻く私的および職業的な環境から援助と支援を受けることができた。それがなかったならば、私はこの著作を執筆することができなかったであろう。私の両親からの激励と私の博士論文の指導教授であるウヴェ・ヴェーゼルの手解きがなかったならば、私はこの仕事に着手することも、またそれを遂げることもなかったであろう。私の友人、私の同僚、このテーマに関心を寄せてくれた周囲の人々からの援助と支援がなかったならば、私はこの著作に含まれている結論のいずれにも到達することはなかったであろう。とりわけ私の友人であり、同僚であるクリスティアン・アーキンと私のパートナーのベアトリーセ・ラウテンシュレーガーによる支援は私にとって非常に頼りになった。この場を借りて、彼ら全員に感謝の意を表する。ベルリン自由大に提出された私の博士論文の出版を寛大に援助していただいたエルンスト=ロイター協会にも感謝する。

1995年2月 ベルリンにて ミヒャエル・フェルスター

#### 目 次

- 第1章 序 文
- 第2章 生立ちと教育課程
- 第3章 裁判官への任用と最初の学術論文の公表
- 第4章 帝国司法省への昇進

(以上, 本号)

- 第5章 事務次官
- 第6章 帝国司法大臣代行
- 第7章 独立した裁判官の破壊と司法の制御の同時実行
- 第8章 いわゆる「安楽死作戦」
- 第9章 「遺伝性疾患の子孫の予防」のための法律に基づく断種措置
- 第10章 ポーランド人およびユダヤ人に対する犯罪
- 第11章 「夜と霧」――司法の犯罪
- 第12章 ニュルンベルク裁判における証人および被告人として
- 第13章 年金闘争

## 第1章 序 文

その人は、「頭の固い逐条解釈の法律家」だった<sup>1)</sup>。それにもかかわらず、良き 国家社会主義者であろうとした。彼がそのような人物であることを書面で証明した のはヒトラーであった。ところが戦後になると、彼は一転して保守的であるが、非 政治的な専門家であると見られるようになった。フランツ・シュレーゲルベルガー は、職業人として歩み始めた当初は、法学部教授になることを夢見ていたが、第1 次世界大戦の終結後、帝国司法省の官僚として世に出た。最終的には1941年の初め から1942年8月まで帝国司法省の事務を統括する司法大臣代行として職責を果たし た。この学識豊かな人物は、その素質ゆえに並外れた民事法学者であると常に呼ば れていた。とくに1937年に公刊された著作『民法典からの決別』によって、彼は並 外れた学者として注目を集めた。彼は、何よりも指導的な司法官僚としての職務上 の活動を通して、法の歴史を築いた。しかも、それはほとんど全ての法領域に及ん だ。それゆえ彼は、後の1947年のいわゆる法律家裁判において、ニュルンベルクの 米国軍事法廷の前で責任を追及され、終身自由刑の判決を受けたのである。1951年 にはすでに釈放され、シュレースヴィヒ・ホルシュタインにおいて「非ナチ化」、 すなわち免責された者として格付けされた。1959年、国家社会主義の支配下におい て彼がとった熊度を理由に彼の年金受給資格が取り消されたとき、彼は1年間にわ たって裁判で争った。裁判は彼に有利な和解に終わったが、彼の名誉回復を伴うも のではなかった。

長い人生が終わるとき,彼は自分の学問的名声が国家社会主義の支配と結びつけられるのを免れることを願うことだけは許された。実際にも,1970年に彼が逝去した後,彼の名前のもとに編集された有名な 2 冊の法学専門書が残された。1973年に最後に編集された『注釈商法』全 6 巻 $^{2}$  と見出し語順に整理された加除式の『現代の法』 $^{3}$  がそれである。後者の第25版が出版されたのは1994年である。

彼の名前は、ほとんどの法律家には『注釈商法』でしか馴染みがない。それは、連邦共和国において、とくに第3帝国における司法と法律家の役割が長いあいだ問題視されてこなかったことと関係がある。すでに1948年に公刊されたニュルンベルクの法律家裁判に関するイギリス占領地区中央司法局の出版物にいたっては、およそ知られていない。法と国家社会主義というテーマに関して、1950年代以降に最初の著作が公表されたが、それは国家社会主義における法律家の役割を徹底的に克服するというよりは、むしろそれを弁護的に考察することにしか役立たなかった40。学問的に基礎づけられた著作が公刊されたのは、ようやく1980年代に入ってからであった。それらのうちで、ミュンヘン歴史研究所のロタール・グルッフマンが1988年に公表した『1933年から1940年までの第3帝国における司法』というタイトルの包括的な著作がとくに際立っている。しかし、グルッフマンはそのなかで、フランツ・シュレーゲルベルガーについてあまり取り上げていない。その書物では、シュ

レーゲルベルガーによって省の指導が引き継がれたところで終わっており、その取り上げ方も十分であるとは言えない。

その後、1990年にアメリカ人弁護士のエリ・ネイサンズによって、シュレーゲルベルガーに関するドイツ語の著作 $^{5)}$ が公刊された。この著作は高く評価されるべきであるが、その85頁には、深い論及を要するはずの多くの事柄が言及されないままになっている。1991年にはアーネ・ヴルッフによって執筆された元事務次官に関する博士論文 $^{6)}$ が公刊された。彼女の功績は、シュレーゲルベルガー家と彼の弁護を引き受けた弁護士からこれまで公開されていなかった数多くの原資料を得て、それを一般の人々に利用可能にしたところにある。しかしながら、ヴルッフの業績は、弁明的著作の範疇の域を出ないと言わざるを得ない。ヴルッフは、ネイサンズの著作が歴史的関心というよりも、むしろ道徳的関心によって影響されている $^{7)}$ と非難したが、それは不当であり、ヴルッフ自身も著作においてシュレーゲルベルガーの生涯の伝記的および歴史的な背景は十分に明らかにされてはいない。

彼の人生を歴史的に見れば、それには重要な側面がある。しかし、その全てを包括的に取り扱うよう求めることはできない。その点は本書も同じである。そのような著作を書こうとすると、1000頁は超えるであろう。新しい資料、まだ未発表の資料が多くあり、まだ解明されていない。しかし、本書は、国家社会主義の時代に活躍したこの指導的な法律家を歴史的背景に基づいてありのままに再現することを目的としている。したがって、すでに公表済みの資料と歴史文献は、シュレーゲルベルガーに関する既存の著作でも考慮されてきたが、本書においてはより包括的に考慮に入れられる。シュレーゲルベルガーが国家社会主義の不法に仕えた指導的な地位に立っていたのは決して偶然ではないこと、ドイツとドイツ司法の名のもとに際限のない多くの悲しみが人間にもたらされたことに対して、彼が職務において重要な貢献をしたこと、これらのことを本書は証明しようと思う。

- 1) Zitiert nach v. Kotze (Hrsg.), Heeresadjutant bei Hitler, S. 95.
- 2) Schlegelberger, Handelsgesetzbuch. Großkommentar in 7 Bänden. 5. Aufl., 1973.
- 3) Schlegelberger / Friedrich (Hrsg.), Das Recht der Gegenwart/ Ein Führer durch das in der Bundesrepublik Deutschland geltende Recht. Früher heausgegeben von Franz Sclegelberger, Hartwig Schlegelberger und Fritz Gürtner. Bearbeitet von Walter J. Friedrich. 25. Auflage, München 1994.
- 4) 法と国家社会主義をテーマにした出版と研究に関する現在の状況を概観するのは、 Scheffer, Grabiz und Bästlein, in: Justizbehörde Hamburg (Hrsg.), "Für Führer, Volk und Vaterland...", S. 9 f.
- 5) Eli Nathans, Franz Schlegelberger.

- 6) Arne Wulff, Staatssekretär Prof. Dr. hc. Franz Schlegelberger: 1876-1970.
- 7) Wulff, a.a.O., S. 13.

## 第2章 生立ちと教育課程

フランツ・シュレーゲルベルガーは、1876年10月23日、東プロイセンのケーニヒスベルクで生まれた $^{1)}$ 。ケルンでコンラート・アデナウアーが生まれたのと同じ年である。しかも、シュレーゲルベルガーはアデナウアーよりも長生きした。彼が生まれた年は、ドイツの産業が高度に発展し始めた時期にあたる $^{2)}$ 。それは帝国が建国されてから 5 年目、普仏戦争直後に起こったいわゆる泡沫会社乱立時代にあたる。フランスからの賠償金の支払いのおかげで、新たに成立したドイツには経済成長の陶酔感が漂ったが、それはすぐに鎮静化し、最終的には大きな経済危機へと転化した。そのようなことは、さしあたりケーニヒスベルクではあまり感じられなかった。東プロイセンの経済および行政の中心地域では、1873年に大不況に見舞われたにもかかわらず、1870年代は好景気が続いた $^{3)}$ 。これは、都市の経済を支える商業が順調に進み、ロシアの近郊から大きな利益を得たことに原因があった。しかし、ロシアとドイツが益々政治的に疎遠になり、それに応じて商業に弊害が及んだため、1880年代には都市は危機的な状況に至った。この時期、都市の人口は減少した。

シュレーゲルベルガーは、このような経済の好況と不況の時代に経済的に恵まれた状況のなかで育った。フランツ・シュレーゲルベルガーは、自由な思想の持ち主であると評判のあったテアター通り10番地の裕福な商家の3人兄弟の次男として生まれた $^{40}$ 。父親のルドルフ・シュレーゲルベルガー(1838年1月15日ティルジット生まれ。1907年2月5日ケーニヒスベルクで逝去)は、非常に成功を修めた商人であった。その活躍は、ケーニヒスベルク市の史料に記録されている $^{50}$ 。ルドルフは、1889年まで「ヨゼフ・リッテン会社」という名の、その後は「北ドイツ信用金庫」と名乗った会社、すなわちかの有名なケーニヒスベルク銀行の監査役会の共同創立者であり、かつ理事長であった。ルドルフ・シュレーゲルベルガーは、ケーニヒスベルクで活発に進められた木材加工業にも参入した。彼は、北ドイツ信用金庫の協力を得てケーニヒスベルクの他の商人と共に「北ドイツ・セルロース株式会社」を設立し、そこで作られた製品はイギリスとドイツ中部および西部の製糸工場に送られた。母親のルイーゼ・シュレーゲルベルガー(旧姓ブーシュ。1851年4月20日ティルジット生まれ。1917年5月25日に逝去)は、父親と同様に東プロイセン

の商家の出であった<sup>6)</sup>。したがって、フランツ・シュレーゲルベルガーは非常に豊かな商家で育ったといえる。彼が後に法律家として民事法、商法および経済法に関心を持ったのはこのような事情に原因があると理解するのも、あながち思い違いではないであろう。

しかし、彼は、彼の父方の祖先が農民の家系であったことを繰り返し強調した $^{70}$ 。シュレーゲルベルガー家は、ザルツブルク州出身のプロテスタントの農民であり、その信条ゆえに迫害され、最終的に1731年に国外追放の処分を受けた。彼はそのことを自慢げに語った $^{80}$ 。東プロイセンの北東部では、破壊的なペストの影響によって人口のほとんどが減少したが、「軍人国王」で知られているプロイセンのフリードリヒ・ヴィルヘルム I 世は、それをザルツブルク州出身の 1 万 5 千人を超える移住者を新たに定住させる機会として捉えた。そのことからも分かるように、シュレーゲルベルガーは、生涯に渡って信仰深い人であると評価され、プロイセン的なプロテスタント教会派の家族的伝統の系譜を引き継いだ。故郷は東プロイセンであると、彼はその信念をいつも口にした。それが明瞭に聞き取れる東プロイセン地方の訛りに表されていたのは言うまでもない $^{90}$ 。

フランツ・シュレーゲルベルガーは、1884年から1894年まで、旧市街にある市立 の人文主義的なギムナジウムで学んだ後、1894年4月9日にケーニヒスベルクのア ルベルトゥス大学法学部に入学の手続をとった。商家の息子は、兄が父親の仕事を 継いだため、最初は林業に従事しようと決めていた100。故郷の東プロイセンには、 美しさを提供できる自然が豊富にあった。彼の決意は、彼が自然を指向していたこ とを示している。しかし、その後、彼は法律学を修めることを決意し、ケーニヒス ベルクで第2セメスターを修了した後、1895年4月24日にベルリンのフリードリ ヒ・ヴィルヘルム大学に転じ、そこで1年間学んだ。この時期の最も著名なドイツ の大学は、彼にオットー・フォン・ギールケのような著名な大家のところで商法を 受講し、ハインリヒ・フォン・デルンブルクのところでローマ家族法を受講する機 会を与えた。彼は理論経済学の講義を受講登録し、また「19世紀におけるドイツ戯 曲」を主題にした研究に取り組んだりした<sup>11)</sup>。1896年4月9日、彼は故郷の大学に 戻り、1897年6月21日にケーニヒスベルクで国家試験を受けた。成績は「可」で あった。わずか6セメスター修了しただけで国家試験の受験が許可されていたとい うことは、大学での修学課程が法曹養成課程にとってあまり重要な意味を持ってい なかったことを明瞭にしている120。むしろ、1877年の裁判所構成法によれば、法曹 養成の重点は第1次国家試験とそれに続く3年間の司法修習にあった<sup>13)</sup>。

第1次国家試験の成績は失望させる結果であった。大学の在籍期間は短かった

が、大学での学業はシュレーゲルベルガーのキャリア形成に影響を与えずには終わらなかった。何故ならば、彼は後に大きな学問的野心を抱き、大学教授という職業は彼にとって夢の職業であったからである<sup>14)</sup>。彼がその課程の最も長い期間を過ごしたケーニヒスベルクのアルベルトゥス大学の教員名簿を一瞥することは、そのような夢を抱いた理由を知る上で有益である。シュレーゲルベルガーが1894年に入学手続をとった時、アルベルトゥス大学はちょうど創立350周年の祝賀行事に沸いていた。そこはドイツでは比較的規模の小さい大学のひとつであった。法学部の教授陣のもとには著名な名前の教授がいたが、彼らのほとんどにとってケーニヒスベルクは短期的に務めるだけの通過点に過ぎなかったので、教授陣は常に異動していた<sup>15)</sup>。このことに関して、同大学の歴史年譜には、次のような自己を慰めるような記述がある。大学の私講師が活発に入れ替わり、それによって十分なほど活気のある大学生活がもたらされたおかげで、学生達は他の大学に編入する必要はなく、東部にいる彼らにはそのような傾向は見られなかった<sup>16)</sup>。

ローマ法教授のヨハン・テオドーア・シルマー(1827-1904年) $^{17}$ は、泰然自若とし、信頼の厚い法学部教員であると評価され、そのパンデクテン法における傑出した専門的知識に異論をはさむ者はいなかった。しかし、彼は少し前の時代に生まれた者であり、履修要綱で民法の履修が必須とされた時に民法の講義を担当することを拒絶した。これに関して、彼に捧げられた祝賀論文集では、次のように書かれている。民法典を抱えた学生が講義室を埋めつくしたときに、彼はむしろ「ドイツ最後のパンデクテン法学者」であることを選んだと $^{18}$ 。学部で彼の同僚であったフィリップ・ツォーンは、シルマーのことを「彼のパンデクテン法学において出て来たり、出て行ったりするカツラと弁髪を着けた古いタイプの教授」 $^{19}$ であると軽蔑的に書いた。

ツォーン  $(1850-1928年)^{20}$ は、全く異なるタイプの教授であった。彼は、国法、教会法、国際法、それと並んでプロイセン行政法を講じ、シュレーゲルベルガーは第6セメスターにおいてツォーンの演習を履修登録し、「優」の成績を得た $^{21}$ 。ツォーンは、当時の黒・白・赤の愛国主義を宣伝し、1877年から1900年まで彼が教鞭をとったケーニヒスベルクのことを「近隣の半アジアに対抗するドイツ精神の防塁」 $^{22}$ と名づけ、「半アジアの野蛮に対抗する限界地域の確固たるドイツ精神」 $^{23}$ について夢中で語ったという。彼は、ケーニヒスベルクにおいて国法学者として名を馳せ、ケーニヒスベルクを退職した後、プロイセン王室法律顧問、プロイセン上院議員ならびに1899年から1907年までハーグ平和会議のドイツ代表を務めた。

シュレーゲルベルガーが在籍していた時期の法学部を代表する教授陣のなかで

も、最も著名な代表者は、カール・ガライス(1844-1923年)<sup>24)</sup>であった。彼は、1888年から1902年までケーニヒスベルクで商法、手形および海法、銀行法、株式法、ドイツ私法、ならびにドイツ法史、国際法、法哲学と国法の専門科目を講じた。さらに彼は、彼によって新たに構想が練られた法学専門課程の入門科目である「法の百科全書」の講義に専念した。ガライスは、社会と技術をめぐる現代的な現象に興味を抱き、ローマ法を批判する理論家の側に立った。彼は1900年の夏期セメスター以降は民法を講義し、その注釈書の共同執筆者にもなったが、彼は新著の全章を「失敗」<sup>25)</sup>であると述べた。彼はツォーンと同様に自らの学問的営為と政治的関与とを結び付けた。彼は帝国議会の国家自由主義の会派に属し、彼自身が帝国議会において賛成票を投じた社会主義者鎮圧法に関する注釈書を執筆した。ガライスは法の歴史を指して、明瞭に「わが故郷の法」<sup>26)</sup>の歴史と表現したが、それは後のシュレーゲルベルガーのところでも確認することができた。進歩信仰もまた同じように確認できた。

学生のフランツ・シュレーゲルベルガーは、ケーニヒスベルクで学問的に最高水準の人々に出会った。それにもかかわらず、ケーニヒスベルクでは通常はあまりないのであるが、彼がベルリンでも学んだということは、彼が様々な経験を積みたいと思う好奇心の旺盛な若者であったことを示している。しかし、彼が学問的精神に巡り合い、さらにとくにビスマルクという人格に方向づけられたプロイセンの狂信的な愛国主義をも経験したのは、故郷ケーニヒスベルクにおいてであった<sup>27)</sup>。ローマ法と市民的自由主義は過去のものになった。未来はドイツの愛国主義にあった。社会の問題と国家の問題を結び付けることを試み、ドイツ=ゲルマン法史の中に法学の雛型を築いたのが、ドイツの愛国主義であった<sup>28)</sup>。

シュレーゲルベルガーは、法律家としての準備職である司法修習の時期を1897年から同じようにケーニヒスベルクで過ごした。彼は、その4年間の修習課程において、ツィンテン区裁判所、ケーニヒスベルク州裁判所、ケーニヒスベルク検察庁ならびにモルクヴィッツ法律事務所、ケーニヒスベルク区裁判所、ケーニヒスベルク上級州裁判所において修習を受けた<sup>29)</sup>。1901年12月9日、彼はベルリンで第2次国家試験に合格した。今回の成績は「良」であった<sup>30)</sup>。

司法修習中の1899年12月1日、シュレーゲルベルガーは、ライプツィヒで法学博士の学位を取得した。論文の表題は、「議員には表決を理由に官吏としてプロイセン法上の処分が課されるか」 $^{(31)}$ であり、その論文には「良」の評価が付いた。博士論文の内容に関しては、1936年に彼の栄誉を称えて献呈された祝賀論文集の年譜から手掛かりを発見できるだけである $^{(32)}$ 。それによれば、そこで取り上げられたのは

国法上の研究であり、それは当時非常に現代的な論議を呼ぶテーマに関連していた。論じられたのは、議員が議会における表決を理由に官吏として懲戒処分の訴えを受けてもよいのかという問題であった。この問題の背景には、いわゆる「地中海運河の危機」があった。1899年、プロイセン州議会に1つの危機がもたらされた330。地中海運河の建設は、産業の社会的基盤を改善するために決定的に重要だったので、ドイツ皇帝はプロイセン州議会に対して建設費を承認するよう求めた。しかしながら、これまで議会の右派に属していた数名の保守派の議員がこの法案に対して反対し、その結果これまで見たことのないような反対派が形成されたのである。皇帝は法案が否決されるならば、懲戒処分を課し、さらに州議会を解散すると威嚇した。そのような威嚇がなされたにもかかわらず、法案は議会で否決され、1899年、プロイセン州議会は実際に解散させられた。保守派に数えられたのは、特に東プロイセンの大地主であった。彼らは、地中海運河によってドイツ西部の大工業の発展が促進され、それによって彼ら自身の利益が危ぶまれると見たからである。

シュレーゲルベルガーの博士論文がどこにあるか分からないため、国民の間で活 発に議論が交わされたこの問題に関して、彼がその中でどのような立場をとったの かは不明確なままである。しかしながら、すでに言及したように、彼の研究はフィ リップ・ツォーンの演習で行った研究。つまり国民代表の不逮捕特権をテーマにし た研究をさらに発展させたのではないかと思われる<sup>34)</sup>。アンネ・ブルッフが記して いるように<sup>35)</sup>. シュレーゲルベルガーが博士号を取得したのは、ケーニヒスベルク ではなくライプツィヒであり、エドゥアルト・フープリヒの指導を受けて論文を執 筆した。ただし、彼とフープリヒとの間にいかなる関係があったのかは不明であ る。フープリヒ $(1864-1921年)^{36}$ は、東プロイセンの出身であり、その当時ライ プツィヒのアルベルティーナ大学の助教授として国法と教会法を講じていた。その 後、彼は1908年にグライフスヴァルト大学に正教授として赴任し、そこで最期を迎 えた。彼は、地中海運河法案をめぐる事件に際して、皇帝とプロイセン政府が州議 会議員に懲戒処分を課そうとしたことに憤慨した人々のなかでも、それを法学的な 見地から批判した急先鋒であった<sup>37)</sup>。この問題に対するシュレーゲルベルガーの熊 度は、資料に基づいて見ても不明確であったが、この課題を博士論文のテーマとし て選んだことは、彼が後に益々明確に表すことになった1つの傾向をすでに早い時 期から見せていたことを示しているといえる。個人的に体験した政治的および社会 的なテーマを学問的に検討するという強い望みが彼にはあった。学問的に仕事を し、そして名を残すことを強く求めた。そのことが、後に訪れる彼の職業上の画期 を作り出したのではないかと思われる。

もっとも、彼が法学以外の領域において社会的に名を残す可能性があったかというと、それは全くなかったと言ってよい。シュレーゲルベルガーは、外見から見ても分かるように身体的なハンディキャップの重荷を背負っていた。彼は非常に背が低かった。1934年に帝国大統領フォン・ヒンデンブルクから拝命を受けた時の写真があるが<sup>38)</sup>、そこでは彼はゲッペルスと並んで立っている。この最も小柄の宣伝相でさえ、背の高さではシュレーゲルベルガーよりも格段に高かった。このハンディキャップがあるために、彼は「長期間の戦闘に不適格」<sup>39)</sup>と見なされ、彼の家系の若者にとっては当たり前であったプロイセン軍へ「数年のあいだ志願兵として従軍すること」を果たせなかった。シュレーゲルベルガーは、スポーツも得意でなく、医師から診断書を得ていることを理由に体育実技の授業を免除された<sup>40)</sup>。同世代の人々が後に語ったところによると、彼は自己顕示欲と野心を露わにしたエリートの性格の持ち主であったという<sup>41)</sup>。ただし、この性格の特質が身体的なハンディキャップによって引き起こされたものなのかどうかは、推測の域を出ない。

- 1) 法律家裁判でシュレーゲルベルガーは、不可解なことに、1875年生まれであると述べたが、それは正しくない。シュレーゲルベルガーの経歴に関する全情報は、法律家裁判の記録およびベルリンのフリードリヒ・ヴィルヘルム大学(今日でいうところのフンボルト大学)の個人記録から得た。それ以外のものは、次の2つの文献に掲げられたシュレーゲルベルガーの経歴おいて公表されている。Wulff、Staatssekretär Prof. Dr. Dr. hc. Franz Schlegelberger: 1876-1970 und Nathans, Franz Schlegelberger. シュレーゲルベルガーの経歴の記録に関して、それ以外にも資料があるが、上記の理由から以下では取り上げることはできない。
- 2) この点に関しては、Wehler, Das deutsche Kaiserreich 1871-1918, S. 41 ff.
- 3) ケーニヒスベルクの詳細な情報については、Gause, Die Geschichte der Stadt Königsberg, Band 2, S. 666-669.
- 4) 詳細については、Wulff, a.a.O., S. 14.
- 5) ルドルフ・シュレーゲルベルガーの詳細な情報は、Gause, a.a.O., S. 672 und S. 684.
- 6) 両親と祖父母に関する詳細な情報は、ベルリンのフリードリヒ・ヴィルヘルム大学(今日でいうところのフンボルト大学)の個人記録からのものである。
- Vgl. Bumke/Hedemann/Wilke (Hrsg.), Beiträge zum Recht des neuen Deutschland, S.
  VIII; Aussage Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4480.
- 8) ザルツブルク州からのプロテスタントの移民の歴史に関しては、Vgl. Terveen, Gesamtstaat und Retablissment, S. 70-75.
- 9) 著者は、シュレーゲルベルガーが東プロイセンの訛りであることを、シュレーゲルベルガー研究者のヴォルフガング・ハインツェラーとの会話の中で伺った。
- 10) Vgl. Wulff, a.a.O., S. 14 f.

#### 立命館法学 2019年2号 (384号)

- 11) Vgl. dazu Wulff, a.a.O., S. 15.
- 12) Vgl. Hattenhauer, Juristenausbildung Geschichte und Probleme, in: JuS 1989, S. 513 ff
- 13) GVG vom 27. 1. 1877: RGBl I, 41, § 2 Abs. 3.
- 14) Aussage Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4312.
- 15) アルベルトゥス大学法学部に関しては、Vgl. v. Selle, Geschchte der Albertus Universität zu Königsberg in Preußen, S. 337 ff.
- 16) Vgl. v. Selle, a.a.O., S. 337.
- 17) シルマーの経歴に関しては、Vgl. Bettelheim (Hrsg.), Biographisches Jahrbuch und Deutscher Nekrolog, Band IX, 1906, S. 258.
- 18) Zitiert nach Güterbock/Gareis/Gradenwitz/v. Blume (Hrsg.), Festgabe der Juristischen Fakultät zu Königsberg für ihren Senior Johann Theodor Schirmer zum 1. August 1900, Vorwort.
- 19) Zitiert nach Zorn, Aus einem deutschen Universitätsleben, S. 46.
- 20) Vgl. Gause, Fn. 3, a.a.O., S. 703. R·スメントは、ツォーンを「特別に素朴なヴィルヘルム主義者」の代表的人物であると指摘している。Vgl. Smend, Staatsrechtswissenschaft vor hundert Jahren und heute, in: Festschrift für Adolf Ardnt, 1969, S. 459.
- 21) Vgl. Wulff, a.a.O., S. 16.
- 22) Zitiert nach Zorn, a.a.O., S. 49.
- 23) Zitiert nach Zorn, a.a.O., S. 72.
- 24) ガライスの経歴に関しては、Vgl. Schwab, Geschichtliches Recht und moderne Zeiten, in: Baumgärtel/Becker/Kingmüller/Wacke (Hrsg.), Festschrift für Heinz Hübner zum 70. Geburtstag am 7. November 1984, S. 215 ff.
- 25) Zitiert nach Gareis, Moderne Bewegungen in der Wissenschaft des deutschen Privatsrechts. S. 9.
- 26) Zitiert nach Schwab, a.a.O., S. 234.
- 27) それに関する事例については、Zorn, a.a.O., S. 72.
- 28) それに関する個別の論点に関しては、第3章18頁(本稿382頁)以下を参照されたい。
- 29) Vgl. Angabe bei Wulff, a.a.O., S. 17.
- 30) Vgl. Wulff, a.a.O., S. 16.
- 31) ベルリンのフリードリヒ・ヴィルヘルム大学(今日でいうところのフンボルト大学)の個人記録。
- 32) Bumke/Hedemann/Wilke (Hrsg.), Beiträge zum Recht des neuen Deutschland, Festschrift für Franz Schlegelberger zum 60. Geburtstag, S. VIII. 公表された博士論文を見つけようと努力したが、それは不可能であった。
- 33) 地中海運河の危機に関しては, Vgl. Horn, Der Kamp um den Bau des Mittellandkanals, S. 64-84.
- 34) Vgl. Wulff, a.a.O., S. 16.
- 35) Wulff, a.a.O., S. 16.

- 36) フープリヒに関する経歴の情報に関しては、Vgl. Christern, Deutsches Zeitgenossenlexikon, Band 3, 1921, S. 303.
- 37) Vgl. dazu die Situation von Hubrich, Die parlamentarische Redefreiheit und Disziplin, auf der Grundlage von Rechtsvergleichung und Rechtsgeschichte dargestellt nach deutschem Recht; Parlamentarische Immunität und Beamtendisciplin.
- 38) その写真が掲載されているのは, Lorant, Sieg Heil! Eine deutsche Bildgeschichte von Bismark zu Hitler, S. 231.
- 39) そのように個人記録に記載されている。Zitiert nach Nathans, a.a.O., S. 13.
- 40) Vgl. Wulff, a.a.O., S. 14.
- 41) Vgl. Beschreibungen bei Heintzeler, Der Rote Faden, S. 40; Godau-Schüttke, Rechtsverwalter des Rechts, Staatssekretär Dr. Curt Joël, S. 151.

## 第3章 裁判官への任用と最初の学術論文の公表

シュレーゲルベルガーが判事補任用試験に合格して数日経ったとき、彼は裁判官 への任用を決意し、1901年12月21日にケーニヒスベルク区裁判所の判事補になっ た。商家の息子が裁判官という職業に就くことを決めたことは、少なくとも注目に 値する。裁判官の評判は、この時点ではそれほど高くなかった<sup>1)</sup>。左翼勢力が階級 司法という批判を繰り返し向けただけではない。商業および産業の企業家グループ もまた、現実的な生活関係に精通した裁判官が不足していると非難した。ヴィルへ ルム時代に存在していた社会的名声の階層構造の中で、裁判官の地位は際立って高 いというようなことはなかった。「おい君、レーマンのせがれが士官候補生になっ たぞ |。「なんてこった。父親はあちこち転勤しながら、まだ州裁判所の長官どまり だというのに」<sup>2)</sup>。1903年の「シンプリチシムス」誌に掲載された風刺画は、この ようなジョークで裁判官の地位を象徴的に表している。行政職に従事する法曹、上 級公務員、政府機関の役人は、等級と俸給の点においては司法に従事する法曹より も良かった。さらにいえば、判事補は裁判官として採用されるための時間のかかる 選考過程の最終段階であったが、無給であり、自分で生活の糧を探さなければなら なかった。この時期の裁判官の任用期間は、2年3ヶ月から13年3ヶ月であった。 シュレーゲルベルガーのような判事補の場合、1年ないし3年の判事補の期間が終 了し、ある程度の勤務評価が出されれば、裁判官に任用される見込みがあった。個 室を確保するなどして自由にさせてくれた裕福な父親からの援助のおかげで、判事 補の間、彼は不自由することなく過ごすことができた3)。

シュレーゲルベルガーは、1902年3月27日、ケーニヒスベルク州裁判所の判事補

として赴任した。その直後の1902年5月14日,彼はケーニヒスベルクの商家の娘であるオルガ・クロート(1878年8月12日生まれ) $^4$ )と結婚した。結婚後,2人の息子が生まれた。1909年9月29日生まれのギュンターと1913年11月9日生まれのハートヴィヒである。

シュレーゲルベルガーは、判事補として裁判実務に習熟しなければならなかった。さらには、彼には司法修習生を指導する任務が与えられた $^{5}$ )。彼の上司はどうやら彼の卓越した専門的能力を認識しただけでなく、それと同時にその学問的素質を開花させようとしたようである。彼は、判事補任用試験の直後に、すでに比較的規模の大きい学術論文を執筆する作業に着手した。1904年、それは彼の最初の著作として『留置権』という表題のもとに公刊された $^{6}$ )。勤勉に取り組まれた業績の中で、彼は新民法と商法の中にあるこの制度の解釈論を163頁に渡って展開した。シュレーゲルベルガーは、その論文自体を本質的には歴史研究の業績であると特徴づけ $^{7}$ ),解釈論に先立つ歴史研究の部分に80頁を割いた。その目的は、彼が定式化したように、「民法典の留置権の形成にとって、ドイツ法がいなかる意義を持ったのかを明らかにすること」 $^{8}$ であった。一方でローマ法とゲルマン法の留置権がドイツの新民法の留置権の唯一の基礎であり、他方でドイツの留置権が学問によって「非常に軽んじられてきた」 $^{9}$ とする見解に対して、彼は反論を試みたのである。

若き法学者シュレーゲルベルガーがいわゆるゲルマン法学派の側に対して批判を 加えたことは、すでにここから想像できる100。ローマ法学派とゲルマン法学派との 争いは、19世紀に継続的に展開されてきた<sup>11)</sup>。ローマ法学派とゲルマン法学派に分 かれて争いが始まったことの発端は、サヴィニーによって19世紀初頭に基礎づけら れ、率いられた歴史法学派にあった。ローマ法学派は、ローマ法の伝統に基づいて 法学の全領域を文化的に革新することを求めた。それに対してゲルマン法学派は、 ドイツ普通私法を構想する努力を重ねた。その私法のための法源として彼らが引き 合いに出したのは、ドイツ中世の地方特別法、さらにはゲルマンの法源であった。 ローマ法学派がローマ法に依拠することを貫けば貫くほど、学問的に実りある論争 は、イデオロギー的に激しくなった。3月革命以前のドイツにおいて国民運動が高 揚したことを受けて、ゲルマン法学派は、ローマ法を継受したことは「国家的不 幸」であり、それは「よその国の訳の分からない法」12)であると指弾して、それと 闘った。ゲルマン法学派の固有の要求を実現するために、彼らが論争の領域に持ち 込んだのは、叙情的、詩情的、感覚的、共同組合的、共同体的、美徳的といったス ローガンであった<sup>13)</sup>。ゲルマン法学派は、ローマ法を指して、自由主義的で、抽象 的であり、冷淡で、傍若無人であると主張した。

1871年に帝国が建国された後、特に1888年に民法典第一草案が理由書付きで公に 提起され、学問的論争のイデオロギー的な熾烈さはさらに高まった。ローマ法学派 は、とりわけヴィントシャイトの影響の下で草案を起草して、自分達の意思を貫い たが、ゲルマン法学派の著名な代表であるギールケはその草案に対して、個人主義 的. 非社会的であると厳しく非難した<sup>14)</sup>。ギールケには争う余地のない学問的権威 があった。核心部分における批判、特に社会的問題に関する批判には正当性があっ た。しかしながら、その批判には誤った国家的情念が付きまとっていた<sup>15)</sup>。19世紀 初頭のロマン主義的な国家意識は、プロイセン=ドイツの排外的愛国主義に変容 し、それには特にローマ法に対する無関心や拒絶が表れていた<sup>16)</sup>。ローマ法の自由 主義に対抗して、ドイツ法の名の下において国家政策的情念をもって論陣を張った のは、社会権威主義的な潮流であった。ローマ法と民法典草案に対するゲルマン法 学派の批判は、ヴィルヘルム時代の1890年代には右翼保守主義のグループによって 益々持ち上げられた<sup>17)</sup>。ローマ法に対する批判と反ユダヤ主義的扇動を結合させる 声が、特に地主の陣営から沸き起こった<sup>18)</sup>。このような展開をたどった背景には、 高度な産業化が推進され、資本と重工業が都市の産業集中地域から益々大きな影響 を及ぼすことへの恐怖があった。そのため、労働者は苦しまねばならなかっただけ でなく、地主も益々負債を抱え込み、自身の伝統的な影響が弱体化するのを目の当 たりにしたのである<sup>19)</sup>。

「留置権」に関するシュレーゲルベルガーの著作には、まだ国家的情念は表されておらず、それとのイデオロギー的共通性は伺われなかった。後の発言に接すれば、驚かれることであるが、彼は詳細な点においてゲルマン法学派と同じ批判をしたにもかかわらず、民法典を「不正な攻撃」<sup>20)</sup>から擁護しようとし、同法が「文言の最も真正な意味において民族的な法律であろう」<sup>21)</sup>と証明した。シュレーゲルベルガーは、後に1937年に、「民法典の概念界を一望したとき、次のような印象を抱いてしまうことがしばしばある。最も血生臭く生きているピラニアが完璧な仕事を成し遂げたのは、まさにその法典においてである」<sup>22)</sup>と記して、完全な方向転換をした。とはいうものの、彼が最初の著作において自ら控えめな態度をとったことを後悔したり、右翼保守主義型のゲルマン法学派のような主張を羨ましく思い、そのような主張をしなかったことを後悔するには及ばなかった。国家社会主義者による権力掌握後、シュレーゲルベルガーは、ヴィルヘルム時代においてゲルマン法学派がすでに声を張り上げて用いた国家的な言葉遣いに賛意を表明し、「民法典からの決別」を促した一方で、彼は名をとどろかせるために、最初の著作においては依然として確固とした学問的な客観性を求める努力を行った。シュレーゲルベルガー

は、彼の包括的な作業によって、学問的に出世するための扉を開くことを求め、そして大学教授になることを望んだ<sup>23)</sup>。民法典を手にした学生が講義室を埋め尽くし始めた時に、ゲルマン法学派が仕掛けた苛烈を極めた論争に彼が与していたならば、彼はおそらくその目的を達成できなかったであろう。さらに、法実務の側としては、民法典をめぐる争いに巻き込まれないよう距離をとっていたので<sup>24)</sup>、彼がもしゲルマン法学派の論争に与していたならば、司法機関において出世を続けることの妨げになっていたであろう。

シュレーゲルベルガーは、『留置権』の脚注の中で、特別の友愛の意を込めてヘーベルト・マイヤーに言及した。シュレーゲルベルガーは、1902年にイェナで公刊された彼の著書『ドイツ動産法における評価替と財産』から引用し、「様々な価値ある刺激を得たこと」 $^{25)}$ について、彼に感謝しなければならないと感じた。「私はこの場を借りて彼に感謝の意を表せることに非常に満足しています」。ヘーベルト・マイヤー(1875 – 1941年) $^{26)}$ は、すでに1903年にブレスラウで教授資格を取得し、1933年以降はドイツ法史学の教授であり、権力の座に達した国家社会主義者に向けて嵐のような拍手喝采を送ったゲルマン法学派の1人であった $^{27)}$ 。2人の間には両者をつなぐ精神的な血縁関係があったが、それはシュレーゲルベルガーが後に行った民法典および法における自由主義に関する発言——それをより詳細に検討する予定である——が真の意味において右旋回したというよりは、彼が学問的営為を開始した時点においてそのような発言の基礎がすでに存在していたということを示している。それは、彼の恩師であるガライスとツォーンが蒔いた種であった。

留置権に関するシュレーゲルベルガーの業績に関して注目に値するのは、彼が法的伝統の箇所においてゴート語、スウェーデン語、ノルウェー語とアイスランド語の資料の分析に詳細に取り組んだことである。そのことについて、シュレーゲルベルガーは後に事務次官になってから、自分はすでに若い頃に「古代ドイツの文学作品の精神を理解するために、わが国の原始法の資料研究に携わり、ノルウェー語を学んだ」<sup>28)</sup>と述べた。確かにゲルマン法学派の中ではこれらの言語の習得は決して珍しいことではなかった。しかし、数多くの外国語を使いこなし、外国の文化領域の問題に取り組んだことは、後になって明らかになったように、彼には特別の趣味でしかなかったようである。

1904年10月1日、シュレーゲルベルガーは、リュック州裁判所判事に任用された。それによって彼は、判事補の3年の期間が経過する前に官吏としての有給の職を得た。若きシュレーゲルベルガー夫妻にとって嬉しかったのは、何よりもリュックに引越しすることでケーニヒスベルクの大家族を離れることができたことであっ

た<sup>29)</sup>。リュックは、マズール湖沼地方の郡庁所在地の人口約1万1千人の小さな町で<sup>30)</sup>,ロシアの旧国境から17キロメートル離れたところにあった。シュレーゲルベルガーは、リュック州裁判所判事として、郡庁所在地の地方住民問題に取り組んだ。特に取り組んだのは、劣悪な社会的・経済的状況があったために集団で西部地域に移住せざるをえなかった農業労働者の問題であった<sup>31)</sup>。彼には実務で獲得された経験上の事柄に対して学問的に取り組む素質が備わっていた。彼は、その素質を元にして、プロイセンの農業労働者の民事法および公法上の法的問題に取り組み始めた。この分野はその時点では学問的にあまり取り上げられていなかったが、彼は広範にわたる研究を行い、また経験的な裏付けをも行ったおかげで、1907年に2冊目の著書として『プロイセンにおける農業労働者法』を編集し公刊することになった。

すでに公表された彼の最初の著書と同様に、これもまた徹底的に行われた236頁 の重厚な研究であった。彼はすでに博士論文において難解な問題を取り扱ったが、 この著書において取り組んだ課題もまた同じであった。というのも、エルベ川以東 のユンカーと社会的に最底辺に位置する農業労働者階級との間では、利害が相互に 衝突していたという事情があったからである。土地を所有していない労働者が大騎 士領において賃労働に年中従事していたことは、エルベ川以東の領域において形成 された特殊な問題であった。農業労働者の法的状態を研究することは、すなわちエ ルベ川以東の大土地所有者の特権を研究することでもあった。それでも、シュレー ゲルベルガーは自分自身が大きな批判に晒されないようにするために、著書の序文 において、それが政治的な目的に奉仕するものではなく、法状態を客観的に説明 し、学問的に認識された法の適正な適用を促すことを目的としていることを強調し た32)。それにもかかわらず、シュレーゲルベルガーは、序文において批判的に記し たように、客観的な諸関係に関する認識不足が裁判官にあったことから、農業労働 者が置かれている社会的状態の分析をも行ったのである。彼は、このような理由か ら留置権の論文を書いた時と同じように、今回は手短ではあったが、解釈論の部分 よりも歴史的概観を先行して位置づけ、「労働者類型」を描き入れることによって それを補足した<sup>33)</sup>。それ以外の点に関しては、土地所有者と彼らに雇用されている 農業労働者との間にある伝統的な社会的諸関係を当時の時代に即した法制度の下に 位置づける努力をすることで、農業労働の意義を明瞭にした。シュレーゲルベル ガーは、ドイツ農業協会が農業労働契約の模範的な契約書を発行するにあたって協 力した。後の1936年に彼のために編集された祝賀論文集において記されたように、 特に「農業労働者の社会政策上の一連の要望」を実現するために力を尽くした<sup>34)</sup>。

1908年5月1日、シュレーゲルベルガーは、ベルリン第1州裁判所に移った。彼は、ベルリン州裁判所への配転を何度も申請し、またフランクフルト・アム・マインに移ろうと努力した $^{35)}$ 。彼の故郷の東プロイセン地方で裁判官職を続けてきたが、それもベルリンへの配転と共に終わり、彼は大学時代以来、初めて皇帝の帝都において当時の華やいだ文化的な行事を楽しむことができた。なかでも、彼にとって特に感動的であったのは、ヘンリーク・イプセンの『ペール・ギューント』の上演であった $^{36)}$ 。その翌年の1909年10月1日、すでに彼はベルリン高等裁判所の裁判官補佐として招聘され、1914年7月17日に高等裁判所参事官に任命された。1914年2月の「個人および資格の証明」によって、シュレーゲルベルガーは、その優れた知識を実務に生かして器用に使いこなし、物事を理解する迅速さにおいて卓越し、そしてあらゆる冗長さを排して仕事に徹底的に取り組む才能を持っているとして称えられた $^{37)}$ 。

高等裁判所では、シュレーゲルベルガーは様々な部局で働いた。民事部、一般の市民的事案を扱う部、商事部、特許部、非訴事件を担当する部で働いた  $^{38)}$ 。シュレーゲルベルガーは、高等裁判所において裁判実務から得られた経験を再び学問的業績として記した。すでに1910年にはベルリンのハイマン出版社から、彼の名で『注釈裁判所構成法』が出版されたが  $^{39)}$ 、それに続けて出版されたのが、商法分野、特に非訴事件の分野の著作であった  $^{40)}$ 。1914年、シュレーゲルベルガー執筆の非訴事件の大注釈書がカール・ハイマン出版社から出版された  $^{41)}$ 。シュルツェーゲルリッツとオーバーネック執筆の注釈書がシュレーゲルベルガーによって全面的に改訂され、 $^{1088}$  頁の第2版として出版された。本書の書評において、「あまりにも著しい厳密さ」という非難を受けなければならなかったほど、彼の書いたものは詳細であった  $^{42}$ 。

1914年8月に第1次世界大戦が勃発したとき、37才だったシュレーゲルベルガーは、愛国主義的に熱狂して戦争に志願することはできなかった。彼は「長期間の戦闘に不適格」と認定されたが、そのような者であったとしても、自らの方法を駆使して国民的高揚に貢献することを試みた。彼は、あらゆる戦時法規の体系的な編纂とそれへの解説に取り組み、それを1915年にヴァーレン出版社から『戦争書』<sup>43)</sup>として公刊した。共著者は、プロイセン司法省主任参事官のゲオルク・ギューテであった。同じ年の1915年、シュレーゲルベルガーは非訴事件の戦時法規に関する著作を刊行した<sup>44)</sup>。1916年には、シュレーゲルベルガーは高等裁判所参事官のフォン・オルスハウゼンと共に、フーゴ・ノイマンによって設立された『ドイツ法年報』のうちの2つの巻の編集にあたった<sup>45)</sup>。2つの巻では戦時法規は取り扱われて

いなかったので、その編集は『戦争書』を補充することを意味した。シュレーゲルベルガーは、法律を編纂し、それを編集することによって、実務のために用いられる学術的研究を組織化しうる能力を備えていることを証明した<sup>46)</sup>。

- 1) この点に関しては、Schröder, Die Richterschaft am Ende des zweiten Kaiserreiches unter dem Druck polarer sozialer und politischer Anforderungen, in: Buschmann (Hrsg.), Festschrift für Rudolf Gmür zum 70. Geburtstag, S. 201 ff. を参照されたい。
- 2) Simplizissimus, 1903, S. 248; zitiert nach Schröder, a.a.O., S. 205. 風刺画のイラストを掲載しているのは, Bundesminister der Justiz (Hrsg.), Im Namen des Deutschen Volkes, Justiz und Nationalsozialismus. Katalog zur Ausstellung, S. 10.
- 3) Vgl. Wulff, Staatssekretär Prof. Dr. hc. Franz Schlegelberger: 1876–1970, S. 18.
- 4) シュレーゲルベルガー夫人の家系に関する記録は、ベルリンのフリードリヒ・ヴィルヘルム大学所蔵のシュレーゲルベルガーの個人文書からのものである。
- 5) この点に関しては、Bumke/Hedemann/Wilke (Hrsg.), Beiträge zum Recht des neuen Deutschland, Festschrift für Franz Schlegelberger zum 60. Geburtstag, 1936, S. VIII. を参照されたい。
- 6) Franz Schlegelberger, Das Zurückbehaltungsrecht, 1904.
- 7) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d) S. 4312. 法律家裁判の記録からの引用は、すべてニュルンベルク国立公文書館の記録からのものである。(d) はドイツ 語表記の記録を指している。
- 8) Schlegelberger, a.a.O., S. 12 f.
- 9) Schlegelberger, a.a.O., S. 1.
- 10) シュレーゲルベルガーは、後にゲルマン法学派を支持するようになったが、それを最も 明瞭にしているのは、1934年に公表された論文「立法に対する我らの時代の使命につい て」である。もっとも彼はその論文の13頁で「ゲルマン的であるものの全てが我々にとっ て善であるとは限らない。ローマ的なものの全てが我々にとって悪であるとは限らない」 と注意を喚起している。
- 11) 19世紀のローマ法学派とゲルマン法学派の争いについては次のものを参照されたい。 Wieacker, Privatrechtsgeschichte der Neuzeit, 2. Aufl., 1967, S. 403-416; Koschaker, Europa und das römische Recht, 4. Aufl., 1966, S. 147-152, 334 f; Luig, Die sozialistischen Werte des römischen und germanischen Rechts in der Privatrechtswissenschaft des 19. Jahrhunderts bei Grimm, Stahl, Kuntze und Gierke, in: Köbler (Hrsg.), Wege europäischer Rechtsgeschichte, Karl Kroeschell zum 60. Geburtstag, S. 281-307; Dilcher/Kern, Die juristische Germanistik des 19. Jahrhunderts und die Fachtradition der Deutschen Rechtsgeschichte, in: Zeitschrift für Rechtsgeschichte, Germ. Abt.: Band 101, 1984, S. 1-46.
- 12) Zitiert nach Wieacker, a.a.O., S. 407.
- 13) そのスローガンに関しては、Luig. a.a.O., S. 286 f. を参照されたい。
- 14) ギールケに関しては、Spindler, Von der Genossenschaft zur Betriebsgemeinschaft, を

- 特に参照されたい。
- 15) その点についても、Wieacker, a.a.O., S. 454.
- 16) この意味においても、Koschaker, a.a.O., S. 334 f.
- 17) この点に関して特に有益なものとしては, John, Politics and the Law in Late Nineteenth-Century Germany, S. 105-159.
- 18) この点に関しては, Puhle, Agrarische Interessenpolitik und preußischer Koservatismus im wilhelminischen Reich (1893-1914), S. 74; John, a.a.O., S. 113 ff. を参照されたい。
- 19) John, a.a.O., S. 128 ff. を参照されたい。
- 20) Schlegelberger, a.a.O., S. 83.
- 21) Schlegelberger, a.a.O., S. 88.
- 22) Schlegelberger, Abschied vom BGB, 1937, S. 12.
- 23) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d) S. 4312.
- 24) 20世紀の初頭頃に行われた民法典のための法実務の調整に関しては、Hattenhauer, Das NS-Volksgesetzbuch, in: Buschmann (Hrsg.), Festschrift für Rudolf Gmür zum 70. Geburtstag, S. 256. を参照されたい。
- 25) Schlegelberger, Das Zurückbehaltungsrecht, S. 19, Fn. 2.
- 26) ヘーベルト・マイヤーの経歴に関しては、Köbler, (Hrsg.), a.a.O., S. 196. を参照されたい。
- 27) マイヤーの評価に関しては、Hattenhauer, Rechtswissenschaft im NS-Staat, Der Fall Eugen Wohlhaupter, S. 16. を参照されたい。
- 28) Schlegelberger, Vom Beruf unserer Zeit zur Gesetzgebung, 1934, S. 13.
- 29) そのように述べるのは、Wulff, a.a.O., S. 20.
- 30) Kriegsgemeinschaft Lyck (Hrsg.), Der Kreis Lyck. Ein ostpreußisches Heimatbuch, S. 166. の情報を参照されたい。
- 31) Kriegsgemeinschaft Lyck (Hrsg.), a.a.O., S. 319. を参照されたい。
- 32) Schlegelberger, Das Landarbeiterrecht, S. VI.
- 33) Schlegelberger, a.a.O., S. 6 ff.
- 34) Bumke/Hedemann/Wilke (Hrsg.), S. IX. を参照されたい。
- 35) Wulff, a.a.O., S. 20. を参照されたい。
- 36) そのようなものとして、Wulff, a.a.O., S. 20.
- 37) Wulff, a.a.O., S. 21. の引用を参照されたい。
- 38) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d) S. 4309.
- 39) Schlegelberger, Franz (Hrsg.), Das Gerichtsverfassungsgesetz nebst Einführungsgesetz in der vom 1. April 1910 ab gültigen Fassung unter besonderer Berücksichtigung der preußischen Ausführungsbestimmungen der preußischen Justizverwaltung von Dr. Franz Schlegelberger, Berlin 1910.
- 40) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozess, Protokoll (d) S. 4309. この点に関しては, Bumke/Hedemann/Wilke (Hrsg.), S. IX の記録もまた参照されたい。
- 41) Schulze-Görlitz/Obernack (Hrsg.), Die Gesetze über die Angelegenheiten der

Freiwilligen Gerichtsbarkeit für das Reich und Preußen. Erlautert von Franz Schlegelberger, S. Auflage 1914.

- 42) Rausnitz, in: NJW 1915, S. 533.
- 43) Guethe, Georg/Schlegelberger, Franz, Kriegsbuch. Die Kriegsgesetz mit den amtlichen Begründungen und der gesamten Rechtsprechung und Rechtslehre, Berlin 1915.
- 44) Schlegelberger, Kriegsrecht der freiwilligen Gerichtsbarkeit. 1915.
- 45) Schlegelberger/Olshausen (Hrsg.), Jahrbuch des deutschen Rechts, 13. und 14. Jahrgang 1916.
- 46) この点に関しては、die Besprechung des Jahrbuches des Deutschen Rechts, in: NJW 1916. S. 1392 f. を参照されたい。

## 第4章 帝国司法省への昇進

1918年4月1日、シュレーゲルベルガーは、今なお戦争が継続しているなか、いわゆる補佐官として帝国司法庁に招聘された。高等裁判所長官は、シュレーゲルベルガーが特に傑出した裁判官であると評価し、同等の力量のある他の裁判官であっても替え難かったので、彼を帝国司法庁に行かせるのは不本意であった<sup>1)</sup>。

この時期に最上級の司法機関の頂点に立っていたのが、パウル・フォン・クラウゼであった。彼は1917年から1919年まで職務に従事した。シュレーゲルベルガーと同様に東プロイセンの出身で、皇帝の帝国において司法庁の最後の長官として従事しただけでなく、ドイツ司法行政の頂点にまで上り詰めた最初の弁護士でもあった。それは当時までは叶えられない出来事であると思われていた<sup>2)</sup>。

帝国司法庁は1877年1月1日に設置され、その前身は帝国宰相官房の法務部であった<sup>3)</sup>。帝国司法庁の長官は事務次官の地位しか持たず、帝国宰相の指揮下にあった。帝国宰相だけが責任ある唯一の帝国大臣であった。帝国司法庁の職務は、特に立法を補佐することであり、その行政機関としての職務は、帝国裁判所と帝国特許庁を監督することだけであった。プロイセン司法省が事務次官とならんで4名の局長と27名の専任担当官を擁していたのに対して、帝国司法庁と後の帝国司法省には事務次官とならんで2名の局長と約10名の専門係官しかいなかった<sup>4)</sup>。貧弱な人事構成であったため、その業務を遂行する官吏は、閨閥ではなく専門的な作業に軸足を置く精鋭部隊でなければならず、そのような陣容が司法庁において育成されることが求められた<sup>5)</sup>。社会民主党出身の司法大臣として1920年から1921年にかけて帝国司法省を代表したグスタフ・ラートブルフの言葉によれば、ベルリンのフォ

ス通り4番地の建物は、「少数のすぐれた法芸術家、精確な法律技師、慎重な修辞家によって構成され、いわば法技術建設局ないし法律建築職業人組合、簡単にいえば、専門家ばかりの仕事場であった」<sup>6</sup>。

1871年に帝国が建国された時点では、「帝国の管轄権は、統一的な扱いが必要不可欠な事柄にのみに限定される」という考えがまだ決定的に強かったので、1938年にシュレーゲルベルガーがある論考で定式化したように、「帝国司法庁の意義は、プロイセン司法省よりも低かった」で、プロイセンの高級官僚には、より高い俸給が支給されていただけではない。帝国司法庁が法案を帝国の事務手続に乗せる前には、それをプロイセン司法省と協議しなければならず、それは皇帝の帝国が終焉を迎えるまで自明のことであった。帝国司法庁の位置づけの低さは、このようなところにも表れていた。プロイセン司法省の非常勤職員のフリッツ・ハートゥンクは、プロイセン司法省には頻繁に出向いたが、帝国司法庁の庁舎にはあまり行かなかったことを自叙伝のなかで記した80。社会民主党の弁護士であるオットー・ランズベルクが1919年2月13日にシャイデマン内閣の初代帝国司法大臣としてフォン・クラウゼ事務次官と交代し、それに伴って帝国司法庁が帝国司法省へと再編された時、省舎の場所は当面の間は変わらなかった90。

帝国司法庁がプロイセン司法省に比べてわずかな意味しか持たなかったにもかかわらず、シュレーゲルベルガーがフォス通りに配転されたことは、彼にとって正に理想的な機会が訪れたことを意味した。彼は高級官僚の下で仕事をするための、最良の条件を備えていた。彼は、直面している問題、さらには政策的に見ると「微妙な点が含まれている問題」を学術的な研究作業の中に取り入れる素質を持ち、様々な法規を体系的に理解することに取り組んできたが、彼はその素質と取り組みを通じてすでに数多くの論文を公表し、それによって新しい作業への適性を備えていることを証明した。省舎で勤務する官吏のうちで、自らが特殊な勤勉さと専門的な能力を持ち、それによって必要不可欠な存在であることを比較的早く他人に認めさせることができたのは、ごくわずかな者しかいなかった。

シュレーゲルベルガーは、いわゆる補佐官として商法と経済法の領域における立法の準備作業を任された。同様に国際法の問題も任された。彼はいち早く出世頭になることができた。数ヶ月後の1918年8月15日、彼はすでに政府の枢密参事官および司法庁の主任参事官に任命された。シュレーゲルベルガーは、それまでは帝国司法庁のいわゆる補佐官として委託を受けて仕事をしていただけであったが、1918年10月1日以降は政府の枢密参事官および司法庁主任参事官の俸給の全額を受け取ることができるようになった。彼は自分の肩書きを勲章のように感じ、それを名乗れ

ることを格別に喜んだ。しかし、その勲章は6週間後に取り上げられてしまった。 共和国の樹立が宣言されたからである $^{10}$ 。1920年6月28日、彼は局長に任命され、 それからしばらく経った1921年11月15日、事務次官のヨエル $^{11}$ から新設の第3部の 指導にあたるよう指示された。商法、営業法、労働法および国際法の問題を取り扱 う権限は、この第3部に統合された。

シュレーゲルベルガーは、帝国の最上級の司法機関へと歩み始めた。その足取り は、全面的な政治的改造の段階へと向かった。それが意味したのは、多くの人々に とっての秩序と価値体系の完全な崩壊である。ドイツは世界大戦に敗北した。敗北 は皇帝を退位させた。1918年11月9日、社会民主党のフィリップ・シャイデマン は、帝国司法庁の庁舎からさほど離れていない場所にあった帝国議会議事堂の窓か ら、ドイツ共和国と叫んだ。改造は血塗られた革命闘争を伴い、最終的に若い共和 国は後に「ベルサイユの屈辱」として背負い込むこととなる平和条約の前に屈服せ ざるをえなかった<sup>12)</sup>。深く落胆させられ、貶められた狂信的な愛国者たちは、すで に最初からルサンチマンの感情を共和国に抱いていたが、シュレーゲルベルガーも またそのような愛国者の1人であったことをネイサンスは具体的に明らかにしてい る<sup>13)</sup>。それにもかかわらず彼が官僚機構に引き続き残ることができたのは、たとえ 様々な変化に見舞われようとも、そこが人事面において損傷を受けることなく維持 され、それゆえ比較的忠誠を示す行動がとれたからであった<sup>14)</sup>。シュレーゲルベル ガーは、国際法上の問題に関する専門担当官であり、その担当官の資格において、 再建されたポーランドとドイツとの休戦および和平交渉に関わった $^{15)}$ 。それは、政 治的に最も議論を呼ぶ課題であった。交渉が難航した原因は、ポーランドが要求し たオバーシュレージエンであった。その点に関して、フランスは新生ポーランドを 断固支持した。ポーランドは、ドイツの2番目に重要な工業区域を引き離すことに よって帝国の経済的基礎の弱体化を図り、その堅い経済的基盤の上にポーランド国 家を建設することを考えた<sup>16)</sup>。ドイツ側は、当該地域において、なんとか住民投票 を実施するところまでこぎつけた。3月20日の時点で最終的に60パーセントの住民 がドイツを支持した。1921年10月19日、国際連盟理事会の決定により、投票が実施 された地域は、ドイツとポーランドの総人口に応じて分割された。その結果、石炭 および工業管轄区域の大部分がポーランドに属することになった。シュレーゲルベ ルガーは、1919年から1920年までドイツ使節団のメンバーに任命され、法律委員会 の会長に選任された。彼は、1922年4月から5月にかけて、ドイツ・ポーランドの オバーシュレージエン協定の最終草案を決定したジュネーブ編集委員会の委員で あった。このおかげで、第1等級および第2等級のシュレージエン勲章が彼に授与 された。しかし、当時の帝国政府は、勲章の授与の禁止を定めたワイマール帝国憲法109条を理由にそれを承認しなかった $^{17}$ 。1919年、シュレーゲルベルガーの名で1919年8月31日付け平和条約規程集が出版された $^{18}$ 。

1922年、シュレーゲルベルガーが抱いていた更なる出世の夢がついに実現した。ベルリンのフリードリヒ・ヴィルヘルム大学の法学部で教鞭をとる刑法学者のエドゥアルト・コールラウシュが、1921年12月15日に行われたプロイセン芸術国民教育省での報告において、シュレーゲルベルガーを正教授として招聘することを提案したのである<sup>19)</sup>。しかしながら、帝国司法大臣がその招聘案を受けて、シュレーゲルベルガーと連絡をとったところ、彼は学術界で正教授として教職に就くというのであれば、現時点ではその招聘を見送りたいと願い出た。この間、彼は帝国司法省において仕事をし、その影響力を強めつつあったので、それが司法省で仕事を続ける大きな刺激になっていたからである。彼が担った業務負担はそれほど大きかった。しかしながら、彼は長い間暖められてきた希望の実現を意味する誘惑的な誘いを全面的に断りたくなかった。それゆえ、彼は客員教授という身分で講師の委嘱を受けた。1922年8月11日、シュレーゲルベルガーは法学部客員教授に任命された。

彼が講師として委嘱を受けたのは、工業法および経済法、それとならんで非訴事件の専門科目であった。彼は、1922年から1923年の冬期セメスターにおいて、「現代経済法実務演習――昇進のための文書作成作業を伴う」という表題の付いた最初の講義を行った<sup>20)</sup>。1923年の夏期セメスターでは、「ドイツ経済への外国の参入と外国の過度の影響からの防御」という表題の付いた講義が続けられた。その後のセメスターと年度において、非訴事件に関する講義を担当し、商法演習で学生指導をした。彼は夏期セメスターでは講義を行わないのが通例であった。最終講義を行ったのは、1936年から1937年の冬期セメスターであった。その後、帝国司法省での本来の職務の負担が大きくなったため、彼は講師の活動を全面的に断念しなければならなくなった。

1920年代初頭、シュレーゲルベルガーの主要な関心は経済法に向けられていた<sup>21)</sup>。彼はこの領域に関して特別の知識を持ち、また類い希なる想像力を備えていた。新生ドイツ共和国のマルクの価値は、1922年、23年に底なしに下落したため、その知識と創造力は喫緊に必要なものとして活用された<sup>22)</sup>。1ドルの価値は1923年には1800マルクになり、年末には4兆2000億マルクにまで達した。年金生活者は、インフレーションのために生存基盤を奪われた。貯金を銀行口座に預けていた全ての小市民階級と賃金労働者および給与所得者は、重大な貧困に陥った。マルクと外国通貨の価値の格差が拡大したため、外国の有価証券を購入できる場合には、多く

の人々はできる限り購入しようとかき立てられた。加工産業の場合、特にそうであった。このような通貨危機があったために、投機は処罰されない限度において認められるようになった。それによって私腹を肥やしたのは、とりわけ大企業家であった。通貨の暴落が長く続いたため、帝国政府は、賠償責任を果たせないのではないかと疑念を抱いた。

大インフレーションの危機は、1923年11月のレンテンマルクの導入によって克服された。シュレーゲルベルガーは、新通貨の創設に際して重要な役割を果たした。右翼保守主義のドイツ国家人民党所属の通貨専門家のカール・ヘルフェリヒは、「ライ麦マルク」の創設を提案した。帝国政府は、定期金証券としてのレンテンマルクを保証する金を保有していなかった。ライ麦マルクは、農業用地および工業用地に利息付き土地債務を設定させて、これによって証券を保証するというものであり、それは政府および帝国銀行から完全に独立した新しい通貨銀行を通じて発行されるというものであった。社会民主党の財務大臣ヒルファーディングは、ヘルフェリヒの提案を強く拒み、金紙幣銀行を創設することによって通貨危機を克服することを彼の側から提案した。しかし、ドイツ国家人民党に近い考え方を持っていた無所属の食糧省大臣ハンス・ルターは、ヘルフェリヒの構想を強く応援し、内閣にいる他の閣僚への仲介役を果たそうと試みた。農民が通貨の暴落を理由に農産物を貨幣と交換することをせず、現物交換に切り替えたため、食糧省大臣は、収穫が良いにもかかわらず、大規模な飢餓の危機に見舞われるのではないかと懸念したからである。

1923年9月14日に開催された閣議において、ルターは通貨問題に関して、社会民主党の財務大臣に対して、自分の意思を貫くことができなかった。後に回想録で記したように、彼が「通常はありえないような歩み寄り、全くの特殊な苦境を理由にしなければ理解されない歩み寄り」<sup>23)</sup>を決断したのはその時であった。彼は9月14日の夜に所属の食糧省の高級官僚から構成された小さなグループと面会し、ヘルフェリヒの提案に基づいた、ただしすでに若干の変更が加えられた通貨構想について話し合った。ルターの行動のどの点が通常ありえないものであったかというと、彼が通貨構想を話し合った際に食糧省以外の省庁の官僚とも会い、この問題を専門的に管轄する省の大臣に対して実際のところ造反を意味する計画に能動的に参加するよう彼らを組織したからである。ルターがその夜に呼び寄せた官僚のうち、彼が後の回想録の中で第1に挙げたのがシュレーゲルベルガーの名前であった。ルターは、「新しい思考を立法によって定式化するにあたって、並はずれた才能と優れた技術」<sup>24)</sup>を評価したことを回想した。官僚たちが土地マルク案と呼ばれたルターの

通貨モデルを共同して完成させた日の夜,シュレーゲルベルガーはさらに「徹夜して」ルターの提案を法案化して、定式化する作業を終えた。

このような状態は、1923年11月15日まで、つまり1923年10月15日の帝国大統領令 (帝国官報第1部963頁) に基づいて新しい通貨――後に「レンテンマルク」と称された通貨――の発行が行われるまで続いた。ルターは、その間に帝国首相シュトレーゼマンによって、財務大臣ヒルファーディングの後任として指名を受けた。シュレーゲルベルガーによって定式化された「土地マルク案」を貫くことは完全にはできなかったが、それでも彼は、自分の名が署名された「レンテンマルク令」の成立にあたって重要な役割を果たして、それに貢献した。

レンテンマルクの本来の「生みの親」が誰であり、そのモデルを貰いたのは誰であったのかは、今日でも激しく争われている<sup>25)</sup>。というのも、「レンテンマルクの驚愕の力」によって大インフレーションの危機が克服されたので、その力がもたらした功績を自分のものにして、それで自身を飾ろうとした政党が様々にいたからである。だからこそ、民主党は1924年5月4日の帝国議会選挙に臨むにあたり、その選挙ポスターにこう書いたのである。「レンテンマルクを作ったのは誰か? もちろん我が党のヒャルマー・シャハトである」<sup>26)</sup>。実際にシャハトがレンテンマルクの導入のための通貨委員に任命された時、彼はレンテンマルクの安定が続くかどうかを非常に心配した。シャハトは、後にヒトラーの下で帝国銀行総裁と財務大臣になったが、レンテンマルクの成立に至る提案に対して何ら貢献せず、むしろそれに反対したのである。

ヴィルヘルム・グロートコップは、1954年に出版された1929年から32年までの経済危機に関する著作の中で、レンテンマルクの名称はフランツ・シュレーゲルベルガーに由来すると主張した $^{27}$ 。レンテンマルクの考案者と呼ばれることは喉から手が出るほどの憧れであったが、シュレーゲルベルガーはそれを自分のために求めようとはしなかった。ルターは、レンテンマルクの名称について構想を持っていたのは自分自身であると主張し、その回想録の中で記したように、シュレーゲルベルガーは1957年6月22日付けの書簡で、「グロートコップが見たのは幻覚であり、それは彼と共に消え去りました」 $^{28}$ と、レンテンマルクの考案者の問題についてルターの主張を認めた。ルターの側は、通貨改革案の定式化にあたってシュレーゲルベルガーが「素晴らしい指揮」をとったと繰り返し強調した $^{29}$ )。後にシュレーゲルベルガーは、レンテンマルクが主としてヘルフェリヒとルターの業績であったと、自身の立場を明らかにした $^{30}$ )。

破局的な結果は、通貨の下落によって必然的に引き起こされたものではなかった

し、新しい通貨の導入によっても克服されなかった。インフレーションの危機は、若い共和国の国民の間に心理的衝撃を与えた。危機は、シュレーゲルベルガー個人に対しても、非常に重大な結果をもたらした。彼の給与は、レンテンマルクの導入によって月額1350レンテンマルクになり、父母の遺産から受け継いだ彼の財産は、消えてなくなった。そのため、家族はベルリン=ヴィルマースドルフにあるパリ通りの大邸宅から、そこからさほど遠くないヴィッテルスバッハ通りの質素な住宅に引っ越さなければならなくなった<sup>31)</sup>。

マルクの価値が暴落したため、例えば生活費、貸付金、抵当権の支払を請求する 債権者の権利を評価替えするという重大な結果がもたらされた。そうしなければ、 これらの支払いの請求を受けた債務者は、ほとんど価値のない紙幣を支払うことで 債務から逃れることができたからである。それゆえ、多くの抵当権設定者は、通貨 の暴落に乗じて債務を弁済したのである。

このように自動的に財産の価値が変動したにもかかわらず.「マルクは等しくマ ルクなり一の原則が長いあいだ揺るぐことなく前提にされていた。その原則のため に、金マルクの時代の債務を弁済するためにレンテンマルク紙幣を用いることが認 められた<sup>32)</sup>。裁判官にこの2つのマルクを等しく扱うことを義務づけたのは、1914 年8月4日の帝国法<sup>33)</sup>であった。帝国政府は、その法律によって金マルクによる弁 済を取り止め、金によって保証されていないマルクをそれ以前の金マルクと同じマ ルクとして扱った。債務の弁済のために名目の金額を支払いさえすれば足りるとい うことになったため、債権者はそれを法律によって禁止するよう求めた。1923年3 月の帝国議会においても、ドイツ人民党のデューリンガー議員によって、抵当権設 定者による債務の返済は、1927年1月までの間は、債権者の同意があった場合にの み行うことができるとする停止法を制定する要求が出された。しかし、帝国政府は そのような停止法を制定することを拒んだ。というのも、政府はその法によって抵 当権の増額評価が模索されていることを見抜いたからである。増額評価には、抵当 権の債権額の特殊的な増額評価、さらに一般的な増額評価があるが、政府はこの時 点ではいずれの増額評価も決定しようとはしなかった。手持ちの通貨が増額評価さ れれば、工業と農業の領域では債務を整理して、戦争中に極限まで利用され老朽化 した生産機具を新調できる状況にあったし、国家にいたっては、戦時国債の償還、 戦争の賠償責任の履行などから抜け出せる状況にあった。それゆえ、帝国司法大臣 ハインツェは、裁判所の判決が債権の増額評価問題に対していかなる態度をとるの かについて口を出したくなかったが、判決が出されるのを待つつもりもなかった。

裁判所は、貨幣の価値が途方もなく下落したにもかかわらず、「マルクは等しく

マルクなり」という原則に当初は固執していた $^{34}$ 。しかし、帝国裁判所は意外にもこの原則を放棄する判断を示した。1923年11月28日の判決によって、民法242条に定められている信義則の原理に基づいて、抵当権の増額評価を認めることが判決において明らかにされた $^{35}$ )。増額評価の額の寡少は、確定的な基準ではなく、個別事案の状況に基づいて計られる。このように判断した。判決は、激しい議論を呼び起こした。これまで最上級の裁判所は、1914年法を厳格に適用することだけを自己の職責であるとしてきた。それだけに、そのような判決を出したことに対する驚きは大きかった $^{36}$ )。今や裁判所は、貧困にあえいでいる国民階層の期待に圧されて譲歩し $^{37}$ )、信義則という一般条項を引き合いに出しながら、解釈学的にはシュタムラーの学説に従った $^{38}$ )。判決は、法律による厳格な拘束から自由な裁判官法への一歩を記した $^{39}$ )。それは、シュレーゲルベルガーに対して決定的な体験ともいえる影響を及ぼした。彼は、帝国裁判所と下級裁判所が民法242条に依拠しながら増額評価の法理に関して言い渡した判決に対して最高の賛辞を述べた $^{40}$ )。その結果、彼は一般条項の適用の熱烈な支持者になった。

帝国裁判所の判決は、立法者に対して闘争をしかけた。1924年2月14日、第3次 租税令が1923年12月8日の授権法に基づいて発せられた $^{41)}$ 。その中で、抵当権の評 価額を15パーセント増額するための定型的な原則が定められた。ただちに第3次租 税を違憲とする声が上げられたが、帝国裁判所は即座に租税令の合憲性を承認し た42)。もっとも、インフレーションによって犠牲を受けた者から租税令に対する抵 抗は見られず、増額評価の定率を相当程度上げることを求める声が上げられた。そ の間に帝国首相に就任したハンス・ルターは、1925年1月19日、立法の提案を帝国 議会に対して近日中に行うと宣言した。そこで、経済法の問題を管轄する帝国司法 省の第3部長としてフランツ・シュレーゲルベルガーが起用された。法制定にあ たって彼とともに働いたのは、帝国司法省参事官のカサッコフスキーと帝国司法省 に勤務していた地方裁判所参事官のハーメニングであった。事務次官ヨエルは、帝 国議会および帝国参議院の委員会に草案を提案する責任があった。彼が増額評価法 の立法作業を指導する中心人物と見られていた。1925年7月16日、増額評価法は第 3次租税令の増額評価規則を削除し、抵当権の増額評価のために規則として、25 パーセントという。より高い定率を設定した。事務次官ヨエルとシュレーゲルベル ガーは、同法の成立の功績が認められ、帝国大統領パウル・フォン・ヒンデンブル クから感謝状を受け取った<sup>43)</sup>。

抵当権とならんで、保険契約や抵当証券などに基づく請求権の増額評価を行うための規則を定めた様々な増額評価法が制定され、それを受けて、ほとんど概観でき

ないほどの論文が洪水のように公表された。法律の制定にあたって帝国司法省の管轄を受け持つ部局の責任者として関与したシュレーゲルベルガーが、論文公表の波に一連の著作を発表することによって関わったことは察しの通りである<sup>44)</sup>。その中でも最も知られているのは、1925年7月16日に制定された抵当権およびその他の請求権の増額評価に関する法律について書かれた論文である。その論文は、シュレーゲルベルガーが1925年に帝国司法省に勤務していた地方裁判所参事官のルドルフ・ハーメニングと共同で執筆したものである。執筆者たちは、増額評価法は近時の最も扱い難い法律の一つであり、自分たちには法律の共同起草者としてその明確化に貢献する義務があり、それを自覚していることを序文において明言した。

フランスによるルール地方の占領が終結し、通貨が安定したことによって、ワイマール共和国の最初の騒動は終わった。共和国は安定を味わった。フランツ・シュレーゲルベルガーは、第1次世界大戦期の国家を揺るがす危機に対して省の官僚として闘い、あらゆる方面からの称賛を受けた。学問研究へと向けられる彼の並外れた熱意も、なおも打ち砕かれることはなかった。彼の名前は、これまで以上に幅広い法律家のグループに知られるようになった。1920年にはすでに『ドイツの過渡期の法』という表題の付いた428頁の重厚な著作を出版した「ドイツの過渡期の法」という表題の付いた428頁の重厚な著作を出版した「戦争書」に続けて、『ドイツの過渡期の法』を書いたことになる。1923年には、シュレーゲルベルガーは、1923年7月23日の価値の安定した抵当権に関する法律について、1012頁の重厚な注釈書を出版した。彼はそれによって、抵当権の難しい問題について並外れた知識のあることを世に明らかにした<sup>46)</sup>。

シュレーゲルベルガーは、広範な領域に及ぶ問題に関して論文を執筆した。それは1926年の彼の50才の誕生日を機に特別の表彰を受け、その栄誉が称えられた。彼の故郷ケーニヒスベルクのアルベルトゥス大学は彼に名誉博士の学位を授与し、彼の名前はその後は「名誉博士」によってさらに飾られた。

シュレーゲルベルガーは、学術的な研究活動を組織する能力を発揮し、国境を越えて国際的な法学会と連携する言語的才能を駆使した。1927年には、国内外の民法・商法の比較法用語辞典の第1巻を彼の名の下に編集し、出版した<sup>47)</sup>。それは、用語辞典の出版という共同作業を進めるために、多くの国の著名な法律家に働きかけ、協力を取り付けることに成功したシュレーゲルベルガーの精力的成果でもあった<sup>48)</sup>。シュレーゲルベルガー自身は、比較法用語辞典の第1巻の出版にあたって、ドイツ民法・商法について25頁の論文を寄稿した。用語辞典が出版されたとき、外国の民法・商法に関する情報を得ようと希望する者にとって、本辞典が必要不可欠

であると『法学週報』誌上において賞賛したのは、他ならぬ帝国外務大臣グスタフ・シュトレーゼマンであった<sup>49)</sup>。

世界中の法律家との間で大規模な交流を重ねる中で、様々な関係が築かれた。そのおかげで、シュレーゲルベルガーは外国から招待を受けて、講演旅行をする機会を与えられた。彼は、とくに中南米の諸国に対して関心を高め、そこに旅行しようという意欲をかき立てられた。彼は、1929年、アルゼンチン・ドイツ文化研究所から招待を受けて、ブエノスアイレス大学とコルドバ大学でスペイン語による講演を行った。それに続いて、彼はサンティアゴ大学で講演するためにチリに行き、またブラジル弁護士会で講演するためにリオデジャネイロに行った。弁護士会は、それを機に彼を名誉会員にした $^{50}$ 。南米での彼の講演旅行は、約3ヶ月間続いた。アルゼンチンで彼は、特に当地の銀行法の研究に取り組んだ $^{51}$ 。彼は、その講演のなかでドイツ法の時事問題を論じた。1930年、「過去15年間におけるドイツ法の発展」という表題を付けて、これらの講演をファーレン出版社から公刊し $^{52}$ 、1932年から33年の冬期セメスターにフリードリヒ・ヴィルヘルム大学においてそれと同じテーマで講義を行った $^{53}$ 。彼は1931年にマドリード大学から招待を受けてスペインに行き、そこでドイツ経済法に関する講演をスペイン語で行った。

シュレーゲルベルガーは、1931年には個人的にもベネズエラ、コロンビア、コスタリカを旅行し、その後は「チリ銀行法」に関する論文を執筆し、それを彼が共同編集者を努めている「外国・国際民事法雑誌」に公表した。

彼は、『法学週報』に掲載した論文において、ドイツとラテン・アメリカの諸国との間に文化的近接性があることを強く主張し、チリ文部大臣と書簡を交わす中でその近接な関係について語った。彼がその際に重視したのは、「中南米諸国を訪れた者が、その国との間において文化的共同体の構築を促進し、それに貢献するためには、あらゆる状況においてスペイン語で意思疎通を図ることができなければならない」<sup>54)</sup>ということであった。シュレーゲルベルガーは、ブダペスト、ワルシャワ、ストックホルム、コペンハーゲンを訪問して、国外講演を行った。それは第2次世界大戦が勃発するまで続けられた。

シュレーゲルベルガーは多方面から称賛を得た後、もはや彼は法政策的要求を提案するために公の前に姿を現すことを躊躇しなかった。彼は、1928年に執筆された論文集『立法の合理化』 $^{55)}$ によってそれを行った。シュレーゲルベルガーは、誰一人として彼の傑出した能力に疑問を挟むことができない場に闘いの場所を選んだ。彼は、「新しい思考を立法によって定式化するにあたって並外れた才能と優れた技能」 $^{56)}$ を有していることで知られ、「ドイツ法年鑑」の編集者および「現代の法」の

蒐集者として、洪水のように押し寄せてくる数多くの法規を収集・整理し、彼の右に出る者がいないほどの功績をあげた。シュレーゲルベルガーとホッへは、すでに『現代の法』(1921年)の初版の序文において、次のように嘆いた。「ある一定の法領域における立法の状況がどのようになっているのか。それを教えなければならない者が徒労に終わったのは、その目的に適した概説書に依拠できなかったからである」 $^{57}$ 。1920年にはシュレーゲルベルガーは著書『ドイツの過渡期の法』の序文において、次のように嘆いた。「しかしながら、市民が……法とは本来的に何なのかを突き止めようとしたとき、盲目ではなかったし、また錯誤に陥ってもいなかった。ドイツ民族を倫理的に再生するにあたって、それを妨害する最も嘆かわしい障害物の1つがその中にないのか」 $^{58}$ 。

それからというもの、専門官僚は、多方面から忌避されていたワイマール共和国 の帝国議会の活動に対して厳しい攻撃を向けるようになった。議員たちは、所属政 党の帝国司法大臣を介して、帝国司法省を一種の情報収集事務所のように活用し、 そうすることで省の活動の活力を失わせていると、シュレーゲルベルガーは非難し た。シュレーゲルベルガーは、議会との共同作業について全く満足していないこと を露わにした。彼は次のように記した。「しかし、公正に思考する者であれば、ど のような提案であれ、賛成意見と反対意見の綿密な比較衡量に基づいてなされてい ること、そしてそれが秩序づけられた思考の連鎖の表現であることを承認するであ ろう。規則を作り、条文化しないと気が済まない人々の思いつきによって、荒れた 手でこの連鎖を断つようなことをしたり、法分野Aに関する草案に規定を盛り込む ときに、予想に反して法分野Xに属する規定を詰め込むようなことは、素人がやる ことであり、それは注意深く体系化を図られるべき立法に反する。経験的に言える のは、専門家はそのような法律の個々の規定を歴史的に説明できるが、民衆にはそ れは理解できないし、美的なものを追求する人々には嫌悪の対象でしかない。ただ それだけである。そのような法律は、不治の病の原因でしかない。その法律がその うち用いるようになるのは、改正法と施行規則という形の松葉杖と膏薬である。同 じことは、政党政治の必要性に基づいて提案された圧倒的大多数の議員立法につい ても言える。このように多大な労力を用いて制定された法律には、著しく多くの新 しい立法活動が伴う。選出された国民代表たちは、立法が希望のないものにならな いよう、その信用が失墜しないよう守っているというが、ドイツ国民はそうなのか と不安を覚えている。国民代表は、自ら正しい行動を行うことによってしか、それ に貢献することはできない。

しかし、シュレーゲルベルガーは、厳しい批判を政治家だけでなく、彼自身が長

年その職を努めたこともある裁判官にも向けた。裁判官は、世事に疎い判決によって立法者に立法活動を強いている、それによって立法機関をさらに煽っていると非難した。彼はこのような行いを通じて1つの課題を設定した。それは、事務次官として、とりわけ司法省の職務を指揮する司法大臣代行として彼が行う全ての作業を左右するものであった。「裁判官の皆さん! 皆さんは、裁判所の独立性という侵すことのできない聖域を誇りにしています。それは誠にもっともなことです。裁判所の独立性を侵すことは、国家の基礎を揺るがすことを意味するのですから。しかし、誰がこの独立性というものを正しく使いこなしているでしょうか。記録や書面には書かれていない生の過程を認識するためにあらゆる手段を使い、法律が何を目的としているかを完全に認識しながら義務と良心に基づいて判決を言い渡す者。この独立性を正しく使いこなすのは、そのような者だけです」「60」。シュレーゲルベルガーは、さらに裁判官を次のように非難した。すなわち、裁判官は「ある意味で神経過敏になっているようです。そのために、行政機関の官僚との間で、法律案件に関して、どのような議論をすることも回避しています」。裁判官に対して同意できない心境は、その非難において最高潮に達した。

シュレーゲルベルガーには、後に事務次官に就任し、司法省の指揮に当たった時に貫こうとしたものがあった。彼はそれを1928年の論文において先取りし、解決策をも提案していた。彼が裁判官に対して求めたのは、裁判官と立法者が「最も緊密な連携」 $^{61}$ を図りながら相互協力することであった。彼はそれゆえに、「裁判官と立法官僚とが胸襟を開いて、頻繁に話し合いを行うこと」を求め、この関係を築く上で、帝国裁判所の所在地がライプツィヒにあることを残念がった。しかしながら、立法の合理化を達成するために、彼は主として次のことを主張した。「帝国司法省ならびに裁判所には、特別の職務領域として立法という職務領域が委ねられています $^{62}$ 。

その主張を聞き漏らす人が出ないようにするために、彼は帝国司法省を立法省にするということを『法学週報』において短い論文で繰り返し主張し、嫌われることを覚悟の上で、冷徹な批判精神に基づいて勇気を振り絞ったことを誇りにした<sup>63)</sup>。しかしながら、それを実現するために、実際にはいかなる勇気も必要ではなかった。ワイマール国家を拒み、権威的な国家指導者を待望する人々が増えつつあることを、彼は多かれ少なかれ知っていたからである。

- 1) Vgl. Wulff, Staatssekretär Prof. Dr. hc. Franz Schlegelberger: 1876–1970, S. 22.
- 2) Vgl. zu v. Krause den Nachruf in IW 1924, S. 3.
- 3) 帝国司法庁の歴史について詳しいのは、Hattenhauer、Vom Reichsjustizamt zum

#### 不法に仕えた法律家(1)(フェルスター)

Bundesministerium der Justiz, in: Bundesminister der Justiz (Hrsg.), Vom Reichsjustizamt zum Bundesministerium der Justiz, S. 9 ff.

- 4) Angabe aus Hartung, Jurist unter vier Reichen, S. 42.
- 5) Vgl. Hattenhauer, a.a.O., S. 29.
- 6) Radbruch, Des Reichsjustizministerium Ruhm und Ende, in: SJZ 1948, Sp. 57. 1910年から1914年の時期について、同様の記述をするものとして、Arnold Brecht, Aus nächster Nahe, S. 85 ff.
- Schlegelberger, Der Weg ins Reich, in: Gürtner (Hrsg.), 200 Jahre Dienst am Recht, Gedenkschrift aus Anlaß des 200jährigen Gründungstages des Preußischen Justizministeriums, S. 175 ff, (S. 176).
- 8) Hartung, a.a.O., S. 43.
- 9) Erlaß betr. die Errichtung und Bezeichnung der obersten Reichsbehörden vom 21. 3. 1919 (RGBL, S. 327). を見よ。
- 10) Vgl. Wulff, a.a.O., S. 23.
- 11) この点については、Vgl. Godau-Schüttke, Rechtsverwalter des Reiches. Staatssekretär Dr. Curt Joël, S. 151.
- 12) この点については、Vgl. Heinemann, Die Last der Vergangenheit. Zur politischen Bedeutung der Kriegsschuld- und Dolchstoßdiskussion, in: Bracher/Funke/Jacobsen (Hrsg.), Die Weimarer Republik, S. 371 ff.
- 13) Vgl. Nathans, Franz Schlegelberger, S. 14 f.
- 14) Vgl. Hattenhauer, a.a.O., S. 43; Godau-Schüttke, a.a.O., S. 51.
- 15) この点については、Vgl. die Schlegelbergerbiographie, in: Bumke/Hedemann/Wilke (Hrsg.), Beiträge zum Recht des neuen Deutschland, S. X.
- 16) この点について個別的には、Vgl. Bertram-Libal, Die britische Politik in der Oberschlesienfrage, in: VfZ 1972, S. 105 ff.
- 17) Vgl. Wulff, a.a.O., S. 24.
- 18) Franz Schlegelberger (Hrsg.), Die Ausführungsgesetze zum Friedensvertrag vom 31. August 1919, Berlin 1919; Die Ausführungsgesetze zum Friedensvertrag vom 31. August 1919 nebst den Entschädigungsrichtlinien und den gesamten Ausführungs- und Ergänzungsvorschriften. Erläutert von Franz Schlegelberger. 2. Aufl., Berlin 1919.
- 19) この点とその結果については、die Personalakte Schlegelberger des Friedrich-Wilhelms-Universität Berlin (jetzt Humbolt-Universität).
- 20) Die Angabe über die Lehrveranstaltungen von Schlegelberger entstammen den Vorlesungsverzeichnissen der Friedrich-Wilhelms-Universität Berlin, Wintersemester 1922-23 bis Wintersemester 1939-40.
- 21) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4311.
- 22) この点について概観的な叙述をするものとして、Schwabe, Der Weg der Republik vom Kapp-Putsch 1920 bis zum Scheitern des Kabinetts Müller 1930, in: Bracher/Funke/Jacobsen (Hrsg.), a.a.O., S. 95 ff (S. 111 f., S. 117 f).

- 23) Luther, Politiker ohne Partei, S. 116.
- 24) Luther, a.a.O., S. 116.
- 25) この点について詳細なものとして、Pentzlin, Hjalmar Schacht, Leben und Wirken einer umstrittenen Personlichkeit. S. 30 ff.
- 26) Zitiert nach Pentzlin, a.a.O., S. 30.
- 27) Grotkopp, Die Große Krise. S. 245 Fn. 1.
- 28) Zitiert nach Luther, a.a.O., S. 138.
- Vgl. z.B. Nachlaß Luther in: Bracher/Funke/Jacobsen (Hrsg.), Weimarer Republik,
  Bd. 4; Quellen zur Ära Brüning, S. 636 f.
- Vgl. Schlegelberger, Die Entwicklung des deutschen Rechts in den letzten 15 Jahren,
  1930. S. 31.
- 31) Vgl. Wulff, a.a.O., S. 26.
- 32) Vgl. Rüthers, Die unbegrenzte Auslegung, S. 64.
- 33) RGBl., S. 326.
- 34) Vgl. Rüthers, a.a.O., S. 64 f.
- 35) RGZ 107, 78 (87 ff.).
- 36) Vgl. Hattenhauer, a.a.O., S. 9 ff (S. 48).
- 37) Vgl. Nörr, Zwischen den Mühlensteinen, S. 56.
- 38) Vgl. Nörr, a.a.O., S. 66.
- 39) この点に関する叙述としては、Vgl. Nörr, a.a.O., S. 33 f.; S. 55 ff.
- 40) Schlegelberger, a.a.O., S. 44.
- 41) RGBl. 1924, S. 24.
- 42) RGZ 107, S. 370 ff.
- 43) シュレーゲルベルガー宛の手紙を掲載しているものとして、Wulff, a.a.O., S. 25.
- 44) 増額評価法に関して出版された著作には、以下のものがある。Schlegelberger: Die Aufwertung der Ansprüche aus Lebensversicherungsverträgen, 4. Durchführungsverordnung zur 3. Steuernotverordnung vom 28. August 1924, Berlin 1924; Die Aufwerung der Pfandbriefe. Dritte Durchführungsverordnung zur dritten Steuerverordnung vom 15. August 1924, Berlin 1924; Gesetz über die Aufwerting von Hypotheken und anderen Ansprüchen, (Mitverfasser Rudolf Harmening), Berlin 1925; Die Aufwertung von Hypotheken und Geldforderungen nach den Vorschriften der Dritten Steuerverordnung vom 14. Februar 1924; Durchführungsverordnung zum Aufwertingsgesetz vom 29. November 1925 nebst den Durchführungsverordnungen der Länder (Mitverfasser Rudolf Harmening), Berlin 1925; Gesetz über die Aufwertung von Hypotheken und anderen Ansprüchen vom 16. Juli 1925 mit den Ausfürungsbestimmungen des Reichs und Länder (Mitverfasser Rudolf Harmening), Berlin 1926.
- 45) Deutsches Übergangsrecht, die Gesetzgebung des Reiches und Preußen nach der Beendigung des Krieges vom Umsturz bis zur neuen Reichsverfassung mit der gesamten Rechtsprechung und Rechtslehre, herausgegeben von Franz Schlegelberger in

#### 不法に仕えた法律家(1)(フェルスター)

- Verbindung mit Theodor von Olshausen und Werner Hoche, Berlin 1920.
- 46) Franz Schlegelberger, Gesetz über wertbeständige Hypotheken vom 23. Juni 1923. 注 釈書の第2版は1924年に出版された。
- 47) Franz Schlegelberger (Hrsg.), Rechtsvergleichendes Handwörterbuch für das Zivilund Handelsrecht des In- und Auslandes: I. Band: Länderbericht (1927); II. Band: Abandon - Einrede (1929); III. Band: Eisenbahntransportgeschäft - Grundstück (1931); IV. Band, Heft 1: Gütergemeinschaft auf Todesfall - Haftung; Heft 2/3; Haftung höhere Gewalt; Heft 4; Höhere Gewalt - Internationales Privatrecht, Berlin, Verlag von Franz Vahlen.
- 48) Vgl. die Besprechung von Heinsheimer, in: JW 1928, S. 149.
- 49) Besprechung von Streesemann, in: JW 1927, S. 2257.
- 50) その点については、Vgl. Angabe in Bumke/Hedemann/Wilke (Hrsg.), a.a.O., S. XI f.
- 51) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4312.
- 52) Franz Schlegelberger, Die Entwicklung des deutschen Rechts in den letzten 15 Jahren. Ein Überblick in Vorträgen, Berlin 1904.
- 53) Angabe aus dem Vorlesungsverzeichnis der Friedrich-Wilhelms-Universität Berlin.
- 54) Franz Schlegelberger, Deutschland und die ibero-amerikanischen L\u00e4nder, in: JW 1931, S. 107 ff.
- 55) Franz Schlegelberger, Zur Rationalisierung der Gesetzgebung, Berlin 1928, S. 27.
- 56) シュレーゲルベルガーについては、Hans Luther, in: Politiker ohne Partei, S. 116.
- 57) Franz Schlegelberger/Werner Hoche, Das Recht der Neuzeit, 1921.
- 58) Franz Schlegelberger, Deutsches Übergangsrecht Die Gesetzgebung des Reichs und Preußen nach der Beendigung des Krieges vom Umsturz bis zur neuen Reichsverfassung, Berlin 1920, Vorwort.
- 59) Schlegelberger, Zur Rationalisierung der Gesetzgebung, S. 13 f.
- 60) Schlegelberger, a.a.O., S. 17.
- 61) Schlegelberger, a.a.O., S. 17.
- 62) Schlegelberger, a.a.O., S. 27.
- 63) Schlegelberger, Zur Rationalisierung der Gesetzgebung, in: JW 1928, S. 29 f.